

「マンガ・アニメを活用したまちづくり構想（第3期）策定検討委員会」開催要綱

（目的）

第1条 平成29年3月に策定した「マンガ・アニメを活用したまちづくり構想（第2期）」の期間が満了を迎えるにあたり、次に掲げることについて、関係する分野に見識を有する者から専門的な意見を聴取し、多方面から幅広く意見交換を行いながら検討することを目的として、マンガ・アニメを活用したまちづくり構想（第3期）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- （1）マンガ・アニメを活用したまちづくり構想（第3期）の策定に関すること
- （2）そのほか、委員会が必要と認めること

（開催期間）

第2条 委員会の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

（委員構成）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- （1）関係する分野に見識を有する者
- （2）その他市長が必要と認める者

（委員任期）

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

（守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の進行を行う。
- 3 副委員長は、委員長が欠席の場合にその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、文化スポーツ部文化政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。